（高度分離・回収事業計画に係る廃棄物処理施設の技術上の基準）

第三十九条　法第十六条第三項第四号イの環境省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一　自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。

二　廃棄物、廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。

三　廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。

四　著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。

五　施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境の保全上支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。

六　廃棄物の受入設備及び処理された廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。

七　高度分離・回収事業の実施に資するものであること。

八　その他第三十二条の規定により環境大臣が定める廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

（適正な配慮がなされるべき周辺の施設）

第四十条　法第十六条第三項第四号ロの環境省令で定める周辺の施設は、当該施設の利用者の特性に照らして、生活環境の保全について特に適正な配慮が必要であると認められる施設とする。

（廃棄物処理施設を設置しようとする者の能力の基準）

第四十一条　法第十六条第三項第四号ハの環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　廃棄物処理施設の設置及び維持管理を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

二　廃棄物処理施設の設置及び維持管理を適確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

三　廃棄物処理施設を設置しようとする場所の周辺地域との調和の確保に向けた取組を行いつつ、廃棄物処理施設の設置及び維持管理を行うことができること。

（高度分離・回収事業計画の認定証）

第四十二条　環境大臣は、法第十六条第一項の認定若しくは法第十七条第一項の変更の認定をしたとき又は同条第二項の変更の届出（認定証の記載事項の変更を伴う場合に限る。）があったときは、次に掲げる事項を記載した認定証を交付するものとする。

一　認定高度分離・回収事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　認定の年月日及び認定番号

三　高度分離・回収事業を行う廃棄物の種類

四　廃棄物の処分の用に供する施設の所在地

五　処理を行う区域

（認定高度分離・回収事業計画の変更の認定の申請）

第四十三条　法第十七条第一項の変更の認定を受けようとする認定高度分離・回収事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が第三十三条各号に掲げる書類又は図面の変更を伴うときは、当該変更後の書類又は図面を添付しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　認定の年月日及び認定番号

三　変更の内容

四　変更の理由

五　変更後の処理の開始予定年月日

（認定高度分離・回収事業計画の変更の届出）

第四十四条　法第十七条第二項の届出は、当該変更の日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。この場合において、当該変更が第三十三条各号に掲げる書類又は図面の変更を伴うときは、当該変更後の書類又は図面を添付しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　認定の年月日及び認定番号

三　変更の内容

四　変更の理由

五　変更後の処理の開始年月日

（認定高度分離・回収事業計画に係る高度分離・回収事業の廃止の届出）

第四十五条　認定高度分離・回収事業者は、認定高度分離・回収事業計画に係る高度分離・回収事業を廃止したときは、その旨を速やかに環境大臣に届け出なければならない。

（高度分離・回収事業の実施の状況に関する報告）

第四十六条　認定高度分離・回収事業者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における認定高度分離・回収事業計画に係る高度分離・回収事業の実施の状況に関し、次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　認定の年月日及び認定番号

三　当該一年間に処理した廃棄物の種類及び数量

四　当該一年間に再資源化を実施した廃棄物の種類ごとの数量及びその利用方法

五　当該一年間における法第十六条第二項第四号に規定する指標に係る実績

六　法第八条第一項各号の規定による廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項に係る取組の状況

（高度分離・回収事業計画に係る産業廃棄物の保管の場所に係る掲示板）

第四十七条　令第九条第二号イ⑵の規定による掲示板は、縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。

一　保管する産業廃棄物の種類

二　保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

三　その他必要な事項

（高度分離・回収事業計画に係る産業廃棄物の保管の高さ）

第四十八条　令第九条第二号ロ⑵の規定による環境省令で定める高さは、第二十七条の規定の例によること。

（高度分離・回収事業計画に係る産業廃棄物の保管に係る飛散防止等のための措置）

第四十九条　令第九条第二号ロ⑷の規定による環境省令で定める措置は、第二十八条の規定の例によること。

（高度分離・回収事業計画に係る産業廃棄物の保管に係る火災の発生又は延焼防止のための措置）

第五十条　令第九条第二号ニの規定による環境省令で定める措置は、第二十九条の規定の例によること。